

2025 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 マ ン ダ ム
代 表 者 名	代表取締役社長執行役員 西村 健 (コード：4917、東証プライム市場)
問合わせ先	CFO 澤田 正典 (TEL. 06-6767-5020)
会 社 名	カロンホールディングス株式会社
代 表 者 名	代表取締役 杵山 幸功

カロンホールディングス株式会社による株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等
に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

カロンホールディングス株式会社は、本日、株式会社マンダムの株券等を、別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、カロンホールディングス株式会社（公開買付者）が、株式会社マンダム（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025年9月25日付「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 カロンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 杵山 幸功

株式会社マンドム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

カロンホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のプライム市場（以下「東京証券取引所プライム市場」といいます。）に上場している株式会社マンドム（証券コード：4917、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2025 年 9 月 26 日より開始することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの内容

（1）対象者の名称

株式会社マンドム

（2）買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（3）買付け等の期間

2025 年 9 月 26 日（金曜日）から 2025 年 11 月 10 日（月曜日）まで（30 営業日）

（4）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,960 円

（5）買付け予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
40,467,222 株	25,285,200 株	一株

（6）決済の開始日

2025 年 11 月 17 日（月曜日）

（7）公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、CVC Capital Partners plcの子会社（以下CVC Capital Partners plc及びその子会社を「CVC」と総称します。）が助言を提供するファンド（以下「CVCファンド」といいます。）又はそのGeneral Partnersにより発行済株式の全てを間接的に所有されているカロンJグループホールディングス

株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、対象者株式を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2025年7月23日に設立された株式会社です。本日現在、CVC、CVCファンド、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有していません。

CVCは、1981年に創業し、2025年6月時点において、全世界30拠点を展開、グローバルに総額約2,020億ユーロ（約35兆円）の資産を運用する、国際的なプライベート・エクイティ（主に未公開株式への投資を行う投資会社）です。同月時点のCVCファンドの未公開株式の投資先はグローバルで140社を超えており、同月時点のこれらの企業の従業員数の合計は60万人を超え、また、売上高の合計は約1,680億ユーロ（約30兆円）という規模を有しております。CVCは、アジアにおける地域ネットワークを有するプライベート・エクイティとして、1999年よりアジアで活動しており、日本においても2003年に拠点を開設し、CVCファンドは、2025年8月時点において14件の投資実績を有しております。具体的には、CVCファンドは、日本においては、株式会社テクノプロ、アルテリア・ネットワークス株式会社、HITOWAホールディングス株式会社、株式会社りらく、株式会社ファイントゥデイ、株式会社トライグループ、総合メディカルグループ株式会社、株式会社マクロミル等に対する投資実績を有しております。

公開買付者は、2025年9月10日に公表した「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2025年9月10日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせしたとおり、日本及びベトナムにおける競争法に基づく許認可等（以下「本クリアランス」といいます。）の取得が完了し、又は完了が合理的に見込まれていることその他一定の条件（注1）（以下「本前提条件」といいます。）が充足されていること又は公開買付者により放棄されていることを条件として、本取引の一環として、対象者株式の全て（ただし、2025年9月10日時点において、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象者取締役」といいます。）及び対象者の取締役を兼務しない執行役員（対象者の取締役を兼務しないCx0を含みます。）に付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を含み、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式（以下に定義します。）を除きます。以下同じです。）を取得するため、本公開買付けを開始することを決定し、2025年9月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりました。

（注1）本公開買付けについては、以下の本前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、速やかに開始することを予定しておりました。

- ① 本クリアランスの取得（注2）が完了し、又は完了が合理的に見込まれていること
- ② 対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見表明及び対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議がなされ、本公開買付けの開始時点においてもそれが変更、追加又は修正されず有効であること
- ③ 本取引の検討を行った対象者取締役会が設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）が、対象者取締役会に対して、本公開買付けに賛同すること、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること及び本取引を行うことについて、肯定的な内容の答申を行い、本公開買付けの開始時点においても当該答申の内容が変更、追加又は修正されず有効であること
- ④ 本取引基本契約（以下において定義します。以下同じです。）及び本日現在において公開買付者親会社の議決権の全てを所有するLumina International Holdings Limitedが、2025年9月10日付で、西村家株主（以下において定義します。以下同じです。）との間で締結した、本取引後の対象者の運営及び本再出資（以下において定義します。）等後の公開買付者親会社の株式の取扱いに関する内容を含む株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）が有効に存続しており、かつ、本取引基本契約及び本株主間契約に定める解除事由（注3）が生じていないこと
- ⑤ 本取引のいずれかが法令等に違反するものではなく、また、司法・行政機関等に対して、本取引のいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、本取引のいずれかを制限又は禁止する旨のいかなる司法・行政機関等の判断等も存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと
- ⑥ 対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（同条第4項に定める意味を有します。）していないもの、又は、対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実（法第167条第2項に定める意味を有します。）で公表

(同条第4項に定める意味を有します。) されていないものが存在しないこと

- ⑦ 法第27条の11第1項ただし書に定める対象者又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと(注4)
- ⑧ 対象者若しくはその子会社の事業、資産、負債、財政状態、経営状態若しくはキャッシュ・フロー、又は本取引の実行に対する重大な悪影響又はかかる悪影響を与える事由若しくは事象、又は国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境及び経済環境の重大な変化が生じていないこと、その他公開買付け者の本公開買付けを開始する判断に重要な影響を与えると合理的に認められる事象が生じていないこと
- ⑨ 公開買付け者が、株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)から、本取引の実行に必要な資金の調達を約するコミットメントレターを受領しており、かつ当該コミットメントレターが本公開買付けの開始日までに撤回されておらず、また、本公開買付けが成立した場合、当該コミットメントレターに規定された各引受条件がいずれも充足し、当該資金調達が実行されることが合理的に見込まれること

(注2) 日本及びベトナムにおける競争法上の届出に係る承認又は待機期間の満了をいいます。

(注3) (i) 西村家株主の表明及び保証の重大な違反が存在する場合、(ii) 西村家株主の重大な義務の違反が存在する場合、又は(iii) 公開買付け者の責めに帰すべからざる事由により本公開買付けが2025年11月15日までに開始されない場合に限りします。

(注4) (i) 金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」として、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日(以下において定義します。以下同じです。)前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者が2025年6月23日に提出した第108期有価証券報告書(以下「本有価証券報告書」といいます。)に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合(具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。)又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、本有価証券報告書に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、(ii) 令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」として、(a) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付け者が当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、(b) 対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合を含みます。

今般、公開買付け者は、以下の方法により本前提条件が充足されていることを確認したことから、本日付で、本公開買付けを2025年9月26日から開始することを決定いたしました。なお、2025年9月10日付プレスリリースに記載した本公開買付けの内容及び条件からの変更はありません。

- ① 公開買付け者は、本日現在において、ベトナムの競争法に基づき必要な手続及び対応並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)に基づき必要な手続及び対応が完了しておりませんが、ベトナムの競争法に基づく必要な手続及び対応については、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)についての事前届出を2025年8月13日(現地時間)付でベトナム国家競争委員会に提出し、ベトナム国家競争委員会からの質疑応答への対応をした上で、2025年9月8日(現地時間)にベトナム国家競争委員会によって受理されました。そのため、ベトナム国家競争委員会によって行われる初期的審査に必要となる30日が経過し本株式取得に関する承認を取得できるのは、2025年10月8日(現地時間)頃となる見込みであるため、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)満了の日の前日までに完了する目途が付いております。また、独占禁止法に基づく必要な手続及び対応については、公開買付け者は、2025年9月12日付で公正取引委員会に対して事前届出(注5)を行い、当該事

前届出は同日付で受理されております。したがって、排除措置命令（注6）の事前通知がなされるべき措置期間（注7）及び取得禁止期間（注8）は、原則として2025年10月12日の経過をもって、満了する予定であり、公開買付け期間満了の日の前日までに完了する見込みが付いております。これを受け、公開買付者は、本日、本クリアランスの取得の完了が合理的に見込まれており、本前提条件①が充足されていることを確認いたしました。

- ② 公開買付者は、対象者より、本日付の対象者取締役会において、決議に参加した対象者の取締役全員の全会一致により、本公開買付けへの賛同の意見表明及び対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議し、また、かかる決議が変更又は撤回されていない旨の報告を受け、同日、上記の本前提条件②の充足を確認いたしました。
- ③ 公開買付者は、対象者より、本日時点において、本特別委員会が、対象者取締役会に対して、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきである旨の答申を行い、また、かかる答申が変更、追加又は修正されず有効である旨の報告を受け、同日、上記の本前提条件③の充足を確認いたしました。
- ④ 公開買付者は、西村家株主より、本日時点において、本取引基本契約及び本株主間契約が有効に存続しており、かつ、本取引基本契約及び本株主間契約に定める解除事由が生じていない旨の報告を受け、公開買付者としても同様の認識であることから、同日、上記の本前提条件④が充足されているものと判断いたしました。
- ⑤ 公開買付者は、対象者より、本日時点において、対象者の知る限り、本取引のいずれかが法令等に違反するものではなく、また、司法・行政機関等に対して、本取引のいずれかを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、本取引のいずれかを制限又は禁止する旨のいかなる司法・行政機関等の判断等も存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもない旨の報告を受け、公開買付者としても同様の認識であることから、同日、上記の本前提条件⑤が充足されているものと判断いたしました。
- ⑥ 公開買付者は、対象者より、本日時点において、対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（同条第4項に定める意味を有します。）していないもの、又は、対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実（法第167条第2項に定める意味を有します。）で公表（同条第4項に定める意味を有します。）されていないものを認識していない旨の報告を受け、公開買付者としても同様の認識であることから、同日、上記の本前提条件⑥が充足されているものと判断いたしました。
- ⑦ 公開買付者は、対象者より、本日時点において、対象者の知る限り、法第27条の11第1項ただし書に定める対象者又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていない旨の報告を受け、公開買付者としても同様の認識であることから、同日、上記の本前提条件⑦が充足されているものと判断いたしました。
- ⑧ 公開買付者は、対象者より、本日時点において、対象者の知る限り、対象者若しくはその子会社の事業、資産、負債、財政状態、経営状態若しくはキャッシュ・フローに対する重大な悪影響又はかかる悪影響を与える事由若しくは事象、又は本取引の実行に対する重大な悪影響又はかかる悪影響を与える事由若しくは事象、又は国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境及び経済環境の重大な変化が生じおらず、その他公開買付者の本公開買付けを開始する判断に重要な影響を与えると合理的に認められる事象が生じていない旨の報告を受け、公開買付者としても同様の認識であることから、同日、上記の本前提条件⑧が充足されているものと判断いたしました。
- ⑨ 公開買付者は、本日時点において、三菱UFJ銀行から、本取引の実行に必要な資金の調達を約するコミットメントレターを受領しており、かつ当該コミットメントレターが本公開買付けの開始日までに撤回されておらず、また、本公開買付けが成立した場合、当該コミットメントレターに規定された各引受条件がいずれも充足する見込みであることを確認し、当該資金調達が実行されることが合理的に見込まれることから、同日、上記の本前提条件⑨が充足されているものと判断いたしました。

（注5、注8）公開買付者は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本株式取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条

第8項により、事前届出が受理された日から原則として30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本株式取得を行うことができません（本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

（注6）独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。

（注7）公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない（独占禁止法第49条）、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第50条第1項）、事前届出に係る株式取得に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。当該期間を「措置期間」といいます。）内に行うこととされております（同法第10条第9項）。

本公開買付けは、対象者の創業家一族であり、対象者の代表取締役会長である西村元延氏（以下「西村元延氏」といいます。）及び対象者の創業家一族であり、対象者の代表取締役社長執行役員である西村健氏（以下「西村健氏」といいます。）との協議に基づいて、公開買付けが実施するものであり、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注9）に該当いたします。西村元延氏及び西村健氏は、本取引成立後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

（注9）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付けが対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

公開買付け者は、2025年9月10日付で、対象者の代表取締役会長であり、第6位株主（2025年3月31日時点。以下株主の順位の記載について同じです。）である西村元延氏、対象者の代表取締役社長執行役員である西村健氏、西村元延氏が代表理事を務め、対象者の第2位株主である公益財団法人西村奨学財団（以下「西村奨学財団」といいます。西村奨学財団の概要は下記（注14）をご参照ください。）及び西村健氏の資産管理会社であり、対象者の第5位株主であるM・Nホールディングス株式会社（以下「M・Nホールディングス」といい、以下西村元延氏、西村健氏、西村奨学財団及びM・Nホールディングスを「西村家株主」と総称します。）との間で取引基本契約（以下「本取引基本契約」といいます。）を締結し、①（i）西村元延氏が所有する対象者株式（所有株式数：933,000株（注10）、所有割合（注11）：2.07%）のうち本譲渡制限付株式（45,500株）を除く887,500株、及び（ii）西村健氏が所有する対象者株式（所有株式数：100,090株、所有割合：0.22%）のうち本譲渡制限付株式（47,800株）を除く52,290株（所有株式数の合計：939,790株、所有割合の合計：2.08%、以下「応募合意株式」（注10）といいます。また、西村元延氏及び西村健氏を「応募合意株主」と総称します。）を本公開買付けに応募すること、並びに②（i）西村奨学財団が所有する対象者株式（所有株式数：3,600,000株、所有割合：7.98%）の全て、及び（ii）M・Nホールディングスが所有する対象者株式（所有株式数：1,070,000株、所有割合：2.37%）の全て（所有株式数の合計：4,670,000株、所有割合の合計：10.35%、以下「不応募合意株式」といいます。また、西村奨学財団及びM・Nホールディングスを「不応募合意株主」と総称します。）を本公開買付けに応募しないこと、及び本公開買付けの決済後に本スクイーズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）を行うために必要な手続を実施すること（不応募合意株主による本臨時株主総会（下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。）における賛成の議決権の行使を含みます。）等について合意しております。

（注10）2025年9月10日付プレスリリースにおいて、西村元延氏が所有する対象者株式数を933,020株、応募合意株式数を1,033,110株と記載しておりましたが、対象者から、西村元延氏が所有する対象者株式数は933,000株であるとの報告を受け、これに伴い、応募合意株式は合計939,790株となることが発覚したため、上記のとおり変更しております。

（注11）「所有割合」とは、対象者が2025年8月7日に公表した「2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（48,269,212株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（3,131,990株）を控除した株式数（45,137,222株、以下「基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

公開買付け者は、本公開買付けにおいて、25,285,200株（所有割合：56.02%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下

限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（25,285,200株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（25,285,200株）については、本基準株式数（45,137,222株）に係る議決権の数（451,372個）に3分の2を乗じた数（300,915個（小数点以下切上げ））から、本譲渡制限付株式（281,400株）のうち対象者取締役が所有している株式数（136,300株）に係る議決権の数（1,363個）及び不応募合意株式（4,670,000株）に係る議決権の数（46,700個）を控除した数（252,852個）（注12）に、対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（25,285,200株）としております。これは、本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者株式の全てを取得し対象者株式を非公開化することを目的としているところ、本株式併合（下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）の手段を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることを踏まえ、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び不応募合意株主が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。

（注12）本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから、本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしており、当該決議に際しては、対象者取締役の全員が賛成の議決権を行使していることから、本公開買付けが成立した場合には対象者取締役の全員が本スクイーズアウト手続に賛同する見込みであると考えておりますので、買付予定数の下限を考慮するにあたって、本譲渡制限付株式のうち対象者取締役が所有している株式数に係る議決権の数を控除しております。

また、公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けに係る決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）の前営業日までに270億円を限度とした出資を受けるとともに、三菱UFJ銀行から本決済開始日の前営業日までに530億円を限度として融資（以下「本銀行融資」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、三菱UFJ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者親会社が所有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

さらに、公開買付者は、西村家株主との間で、本取引基本契約において、①応募合意株主が公開買付者親会社に出資（以下「本再出資」といいます。）し、また、②不応募合意株主が所有する対象者株式を公開買付者親会社の株式とすること等を目的として、公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）及び公開買付者親会社を株式交換完全親会社、本合併後の公開買付者を株式交換完全子会社とする株式交換（以下本合併及び本再出資と併せて「本再出資等」と総称します。）を実施することを確認しております（注13）。本再出資等は、本スクイーズアウト手続の完了後に行うことを想定しており、また、西村家株主が所有することとなる公開買付者親会社の議決権の割合の合計は総議決権の34%となることを想定しております。本再出資等を実施する理由は下記（注14）をご参照ください。なお、本再出資等における公開買付者親会社の株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格である1,960円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定です。

（注13）下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本株式併合後において、公開買付者及び不応募合意株主以外の株主（以下「多数保有株主」といいます。）が存在する場合は、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、公開買付者及び不応募合意株主は、本スクイーズアウト手続の一環として、対象者株式の貸株取引（以下「本貸株」といいます。）を行った上で、再度対象者株式の併合（以下「第2回株式併合」といいます。）を行うことを含む、対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとするための手続を実施することを予定しております。

（注14）本再出資等を実施する理由は、西村元延氏及び西村健氏は、本公開買付け成立後も引き続き対象者の

事業成長に向けて経営全般に関わっていく予定である中、本取引後も、西村元延氏、西村健氏及び西村健氏の資産管理会社であるM・Nホールディングスが株主としての地位を存続することで、西村元延氏及び西村健氏が対象者の企業価値向上に向け、高いコミットメントの下、その経営に継続して関与し続けることを企図したものです。また、南西アジア、東南アジア、東アジア諸国及び地域からの留学生及び招聘教員並びに国際相互理解の促進、国際交流に有用な日本人学生に対し、奨学金援助を行うことにより、より充実した勉学・教育及び研究を継続させることを目的とする西村奨学財団が、本取引後も本再出資等を通じて対象者株式を間接的に保有しますが、現在と同様に西村奨学財団の事業を継続することが、対象者が事業を展開するアジア諸国及び地域において、各国の経済発展に貢献できる優秀な人材を育成することを通じて対象者の関与する産業全体の発展に寄与すること、また、奨学生を対象とした社会見学、研修旅行、交流会の実施を通じて、日本を含むアジア諸国及び地域における国際相互理解を促進し、多様な価値観を受容し理解を深める機会を提供することで、各国及び地域の教育文化の発展に寄与するものであることから、本再出資等を通じて対象者株式を間接的に保有する意義があると公開買付者は考えております。このように、本再出資等は、西村家株主による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、対象者株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年1月中旬頃を予定しております。対象者が2025年9月10日付で公表した「MBOの実施予定に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「2025年9月10日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び不応募合意株主のみが対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です（注）。2025年9月10日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

（注）本株式併合後において、多数保有株主が存在する場合は、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、公開買付者及び不応募合意株主は、本スクイーズアウト手続の一環として、本貸株を行った上で、第2回株式併合を行うことを含む、対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとするための手続を実施することを予定しております。なお、第2回株式併合においては、多数保有株主

に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該多数保有株主が所有していた対象者株式の数（ただし、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づく形式的な調整を行う予定です。また、本株式併合により端数となった部分を除きます。）を乗じた価格と同一となるよう算定する予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、上記申立てを行うことができることになる予定です。

上記の手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主の皆様に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

なお、本譲渡制限付株式については、その割当契約書において、（a）譲渡制限期間中に、会社法第180条に規定する株式併合（当該株式併合により付与対象者の有する株式が1株未満の端数となる場合に限りまゝ。）に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合（ただし、会社法第180条第2項第2号に定める株式併合の効力発生日（以下「スクイーズアウト効力発生日」といいます。）が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限ります。）は、対象者取締役会の決議により、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時をもって、その割当日から当該承認の日までの期間に応じて割当てを受ける者ごとに個別に決定される数の本譲渡制限付株式について、譲渡制限を解除するとされ、（b）上記（a）に規定する場合は、対象者は、スクイーズアウト効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するとされており、そのため、本スクイーズアウト手続においては、本譲渡制限付株式のうち、上記割当契約書の（a）の規定に従い、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時において譲渡制限が解除されたものについては、株式併合の対象とし、上記割当契約書の（b）の規定に従い、スクイーズアウト効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

4. 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズアウト手続が実施された場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2025年9月26日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。